三　事業施行期間　自昭和二十八年十月十二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十三年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第八百十二号、昭和三十七年建設省告示第三千二百五号、昭和三十九年建設省告示第二千八百七十九十二号、昭和三十九年建設省告示第三千三百八十号、昭和四十一年建設省告示第千百三十七号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四十八年建設省告示第三百一号、昭和四十八年建設省告示第千四百五十四号、昭和五十三年建設省告示第五十七号、昭和五十五年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千二百二十号、平成三年建設省告示第千三百八十一号、平成四年建設省告示第七百八十九号、平成五年建設省告示第六百九十七号、平成六年建設省告示第二千百三号、平成七年建設省告示第千一号、平成八年建設省告示第千三百四十四号、平成九年建設省告示第千二百六十一号、平成十一年建設省告示第千六百四号、平成十二年建設省告示第九百二十六号、平成十三年関東地方整備局告示第三百十二号、平成十五年関東地方整備局告示第百二十八号、平成十五年関東地方整備局告示第二百三十一号、平成十七年関東地方整備局告示第二百六十六号、平成十七年関東地方整備局告示第四百七十六号、平成十八年関東地方整備局告示第三百八十一号、平成十九年関東地方整備局告示第六十九号、平成二十年関東地方整備局告示第二百四十四号及び平成二十二年関東地方整備局告示第百七十九号の事業地のうち、足立区綾瀬七丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十二年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第千九十二号、昭和三十七年建設省告示第三千二百五号、昭和三十九年建設省告示第二百九十二号、昭和三十九年建設省告示第三千三百八十号、昭和四十一年建設省告示第千百三十七号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四十八年建設省告示第三百一号、昭和四十八年建設省告示第千四百五十四号、昭和五十三年建設省告示第五十七号、昭和五十五年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千二百二十号、平成三年建設省告示第千三百八十一号、平成四年建設省告示第七百八十九号、平成五年建設省告示第六百九十七号、平成六年建設省告示第二千百三号、平成七年建設省告示第千一号、平成八年建設省告示第千三百四十四号、平成九年建設省告示第千二百六十一号、平成十一年建設省告示第千六百四号、平成十二年建設省告示第九百二十六号、平成十三年関東地方整備局告示第三百十二号、平成十五年関東地方整備局告示第百二十八号、平成十五年関東地方整備局告示第二百三十一号、平成十七年関東地方整備局告示第二百六十六号、平成十七年関東地方整備局告示第四百七十六号、平成十八年関東地方整備局告示第三百八十一号、平成十九年関東地方整備局告示第六十九号、平成二十年関東地方整備局告示第二百四十四号及び平成二十二年関東地方整備局告示第百七十九号の事業地のうち、港区芝浦三丁目、芝浦四丁目、港南一丁目及び港南三丁目地内において事業地を変更する。

○関東地方整備局告示第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第九十七号線及び補助線街路第九十八号線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都千代田区丸の内二丁目及び丸の内一丁目地内
使用の部分　東京都千代田区丸の内二丁目及び丸の内一丁目地内

○関東地方整備局告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百三十三号線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都杉並区下井草一丁目及び阿佐谷北六丁目並びに中野区白鷺二丁目及び白鷺一丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都武蔵村山市榎三丁目、本町一丁目及び二丁目、三ツ藤一丁目、二丁目及び三丁目並びに三ツ木一丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都武蔵村山市学園一丁目、中央一丁目、榎三丁目及び本町一丁目地内
使用の部分　東京都武蔵村山市榎三丁目及び本町一丁目地内

○関東地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄